# 第61回
# 定時株主総会
# 招集ご通知

## 日　　時

2020年６月26日（金曜日）午前10時

## 場　　所

東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア５階　当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】
新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当社定時株主総会における感染症拡大防止に向けた対応については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.nihondengi.co.jp/ir/meeting.html）に掲載しております。

## 決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件ならびに役員退職慰労金廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給の件
第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容の決定の件

日本電技株式会社
証券コード　1723

証券コード　1723
2020年６月９日

株　主　各　位

東京都墨田区両国二丁目10番14号
日　本　電　技　株　式　会　社
代表取締役社長　島　田　良　介

# 第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（35～45頁）をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（２～３頁）に従いまして、2020年６月25日（木曜日）営業時間終了の時（午後５時40分）までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2020年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都墨田区両国二丁目10番14号
　　両国シティコア５階　当社会議室
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　　第61期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第６号議案　退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件ならびに役員退職慰労金廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給の件
　　第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容の決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.nihondengi.co.jp/）において掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月26日（金曜日）
午前10時

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月25日（木曜日）
午後５時40分到着分まで

### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年６月25日（木曜日）
午後５時40分入力完了分まで

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

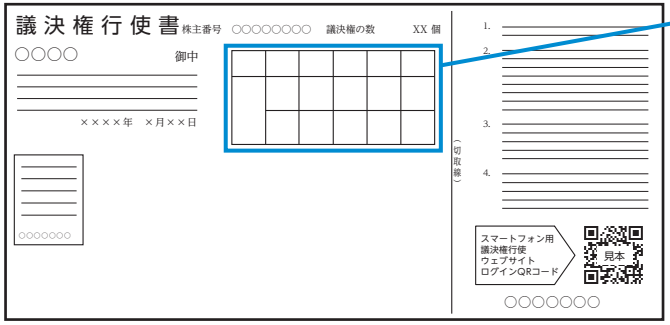


※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第３号議案**

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

**第1・2・4・5・6・7号議案**

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

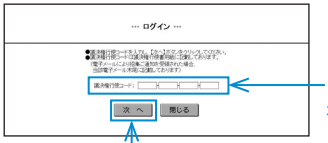


「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3　議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

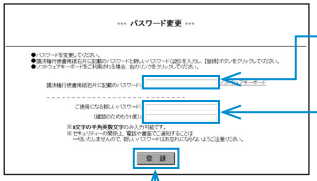


「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　平日９：00～21：00)

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

## １．会社の現況

### (1)　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益に支えられ、雇用および所得環境の改善が続くなど、緩やかな回復基調が続いたものの、年度後半には、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内外の経済活動が抑制され、足下で大幅に下振れが懸念される状況となりました。

建設業界におきましては、公共投資は、補正予算の効果もあり、総じて底堅い環境が続きました。また、民間設備投資は、首都圏の再開発やソフトウェア投資などを中心に緩やかな増加が続きました。

このような状況下にあって当社は、空調計装関連事業の新設工事においては、「既設工事に繋がる物件の受注」、空調計装関連事業の既設工事においては、「提案型営業および地域特性に応じた事業戦略推進」、産業計装関連事業においては、「顧客別戦略強化および業容拡充による受注拡大」を対処すべき課題として掲げ、事業展開してまいりました。

その結果、受注高につきましては、空調計装関連事業および産業計装関連事業ともに微減の30,821百万円（前期比2.4%減）となりました。

売上高につきましては、空調計装関連事業および産業計装関連事業ともに増加し、31,298百万円（同10.6%増）となりました。

利益面につきましては、売上高の増加および利益率の向上により、営業利益が4,425百万円（同39.4%増）、経常利益が4,464百万円（同38.1%増）、当期純利益は、3,184百万円（同42.6%増）となりました。

事業別動向の概況は次のとおりです。

〔空調計装関連事業〕

空調計装関連事業につきましては、受注工事高は、新設工事において工場および商業施設向け物件等が減少、また、既設工事において、放送施設および事務所向け物件等が減少したことなどにより、26,171百万円（前期比2.2%減）となりました。内訳は、新設工事が8,010百万円（同2.1%減）、既設工事が18,160百万円（同2.3%減）でした。

完成工事高は、新設工事において商業施設および公共施設向け物件、ならびに工場向け物件等が増加、また、既設工事において、工場および医療施設向け物件等が増加したことなどにより、26,187百万円（同8.1%増）となりました。内訳は、新設工事が8,390百万円（同20.4%増）、既設工事が17,797百万円（同3.2%増）でした。

次期繰越工事高は、新設工事の減少により、14,865百万円（同0.1%減）となりました。

また、制御機器類販売の受注高および売上高は、280百万円（同10.9%減）となりました。

総じて、空調計装関連事業の受注高は26,451百万円（同2.3%減）、売上高は26,467百万円（同7.9%増）となりました。

〔産業計装関連事業〕

主に工場や各種搬送ライン向けの計装工事および各種自動制御工事等を行う産業計装関連事業につきましては、受注工事高は、地域冷暖房関連設備の計装工事等の減少などにより、4,007百万円（前期比2.2%減）となりました。

完成工事高につきましては、電気工事および地域冷暖房関連設備の計装工事等の増加などにより、4,467百万円（同31.8%増）となりました。

次期繰越工事高は、電気工事および地域冷暖房関連設備の計装工事等が減少し、2,047百万円（同18.4%減）となりました。

また、制御機器類販売の受注高および売上高は、363百万円（同5.8%減）となりました。

総じて、産業計装関連事業の受注高は4,370百万円（同2.5%減）、売上高は4,830百万円（同28.0%増）となりました。

（単位：百万円）

| 区　　分 | 前期繰越工事高 | 当期受注工事高 | 当期完成工事高 | 次期繰越工事高 |
|---|---|---|---|---|
| 空調計装関連事業 | 14,882 | 26,171 | 26,187 | 14,865 |
| 産業計装関連事業 | 2,507 | 4,007 | 4,467 | 2,047 |
| 合　　計 | 17,390 | 30,178 | 30,655 | 16,913 |

（注）上記の表には制御機器類販売に係る受注高および売上高は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当事業年度においては、新基幹システムの構築やＣＡＤソフトウェアライセンスの追加取得など、総額373百万円の設備投資を行っております。

当事業年度末現在継続中の主要な設備投資は、次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 本　　社 | 新基幹システム | ソフトウェア等 |

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達の状況に特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

なお、当社は2020年2月3日付で子会社ジュピターアドバンスシステムズ株式会社を設立し、同年4月1日付でジュピター電算機システム株式会社（神戸市）の事業を譲り受ける旨の契約を締結しております。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

なお、当社は2020年4月1日付で有限会社エヌ・ディ・ティ（東京都台東区）の全株式を取得し、子会社化する旨の契約を締結しております。

### (2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

| 区　　分 | 第 58 期<br>(2017年３月期) | 第 59 期<br>(2018年３月期) | 第 60 期<br>(2019年３月期) | 第 61 期<br>(2020年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 受　　注　　高(百万円) | 26,006 | 29,830 | 31,565 | 30,821 |
| 売　　上　　高(百万円) | 27,652 | 27,160 | 28,308 | 31,298 |
| 経　常　利　益(百万円) | 2,957 | 2,831 | 3,233 | 4,464 |
| 当　期　純　利　益(百万円) | 2,022 | 2,056 | 2,232 | 3,184 |
| １株当たり当期純利益(円) | 249.98 | 256.04 | 278.99 | 397.82 |
| 総　　資　　産(百万円) | 28,550 | 30,533 | 33,920 | 38,543 |
| 純　　資　　産(百万円) | 18,655 | 19,927 | 21,538 | 23,904 |

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

国内経済全般を見ますと、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、リーマンショックを超える経済への悪影響を予想する声もあり、今後の景気動向は予断を許さない状況であると認識しております。

このような状況下において、空調計装関連事業の事業環境は、工場を除く建築設備においては、数年前から計画されていた再開発物件など、都市部を中心に堅調な建設需要が続いており、当面は底堅い動きが見込まれます。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、建築現場作業中断が想定されており、当社受注現場においても完成時期遅延の可能性があります。

また、空調計装関連事業のうち工場向け計装や、産業計装関連事業の事業環境においては、仮に新型コロナウイルス感染症の収束が長引くようであれば、景気後退やサプライチェーンの毀損等の影響により、設備投資が落ち込み、受注動向に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらに加え、業界における中長期的な課題として、少子高齢化の進展による人手不足の問題があり、供給面での制約条件になりうるものと認識しております。

当社の当面の経営環境を俯瞰すると、工場を除く建築設備を中心に事業のベースは固めているものの、新型コロナウイルス感染症拡大による国内の景気動向や業界の動向によって、業績が左右される状況にあると認識しております。

こうした経営環境に鑑み、当社としては、底堅い需要が見込める空調計装関連事業において事業の基盤を一層強固なものにすべく、新設工事においては既設工事に繋がる物件の確実な受注、既設工事においては、提案型営業の推進等による受注の拡大を目指してまいります。

一方で需要動向が不透明な産業計装関連事業においては、新たな発想に基づく業容拡充により、事業の拡大を目指していく所存です。

その一環として、当社は、新会社ジュピターアドバンスシステムズ株式会社を設立し、食品工場向け生産管理システムにおいてノウハウを持つジュピター電算機システム株式会社の事業を譲り受ける契約を締結いたしました。

これにより、当社の産業計装関連事業は、食品工場における生産ラインのシステムの分野から各種生産設備の計装というフィールドの分野まで手掛けることになり、食品工場向けに総合的な提案が可能となる見込みです。

また、人手不足の問題については、社内に専門の対策プロジェクトチームを立ち上げ、当社としての対策を立案し、実行する予定です。

コロナウイルス感染症拡大に伴う工期遅延への対処については、影響を最小限にとどめるよう、関係取引先等と連携し、現場ごとに対策を講じてまいります。

総じて、当社の対処すべき課題を事業別にまとめますと、次のとおりとなります。

①空調計装関連事業の新設工事においては、「既設工事に繋がる物件の受注」

②空調計装関連事業の既設工事においては、「提案型営業および地域特性に応じた事業戦略推進」

③産業計装関連事業においては、「顧客別戦略強化および企業グループとしての業容拡充による受注拡大」

当社は、これらの課題に対応するべく、事業ごとに明確かつ詳細なミッションを定め、事業展開していくとともに、人手不足等の中長期的な課題や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う新たな諸課題に、適切に対処してまいる所存です。

### (5) 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

ビルディング・オートメーションおよびファクトリー・オートメーション等自動制御システムの設計・施工・調整・保守／監視盤および制御盤等の設計・製作／各種自動制御機器類の販売

### (6) 主要な営業所および工場（2020年３月31日現在）

| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 |
|---|---|---|---|
| 本社 | 東京都墨田区 | 名古屋支店 | 愛知県名古屋市 |
| 東京本店 | 東京都墨田区 | 大阪支店 | 大阪府大阪市 |
| つくば支店 | 茨城県つくば市 | 岡山支店 | 岡山県岡山市 |
| 千葉支店 | 千葉県千葉市 | 広島支店 | 広島県広島市 |
| 横浜支店 | 神奈川県横浜市 | 川口工場 | 埼玉県川口市 |
| 静岡支店 | 静岡県静岡市 | 岡山工場 | 岡山県岡山市 |
| 浜松支店 | 静岡県浜松市 | | |

### (7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 798(103) 名 | 9 (0) 名 | 40.3歳 | 16.0年 |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員）は、年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

### (8) 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

該当する事項はありません。

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2．株式の状況（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　32,790,000株

(2) 発行済株式の総数　8,197,500株

(3) 株主数　1,644名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 所有株式数（千株） | 持株比率（％） |
|---|---|---|
| 日本電技従業員持株会 | 749 | 9.36 |
| 永田健二 | 480 | 5.99 |
| 島田良介 | 416 | 5.20 |
| NORTHERN TRUST CO.（AVFC）RE HCR00 | 354 | 4.42 |
| BBH FOR FIDELITY PURITAN TR:FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND | 350 | 4.37 |
| 株式会社みずほ銀行 | 345 | 4.31 |
| アズビル株式会社 | 328 | 4.09 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 287 | 3.58 |
| 島田洋子 | 245 | 3.07 |
| 光通信株式会社 | 232 | 2.90 |

（注）１．持株比率は自己株式（193,840株）を控除して計算しております。

２．2018年７月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2018年７月13日現在で、エフエムアール エルエルシー（FMR LLC）が414千株（5.06%）を所有している旨が記載されておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

３．2019年11月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2019年11月15日現在で、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社が368千株（4.50%）、株式会社三井住友銀行が67千株（0.82%）を所有している旨が記載されておりますが、当社として当期末時点における実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

## 3．新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

## 4．会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（2020年3月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 島田良介 | 企画管理本部長 |
| 常務取締役 | 緒方賢一 | 事業本部長 |
| 取締役 | 石黒巧 | 技術本部長 |
| 取締役 | 山本育之 | 名古屋支店長 |
| 取締役 | 梅村星児 | 戦略事業担当<br>ジュピターアドバンスシステムズ株式会社 代表取締役 |
| 取締役（常勤監査等委員） | 宇崎利彦 | |
| 取締役（監査等委員） | 山田洋一 | 公認会計士<br>公益財団法人 ミズノスポーツ振興財団 監事<br>一般財団法人 東京都営交通協力会 監事<br>公立大学法人 首都大学東京 監事<br>公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団 監事 |
| 取締役（監査等委員） | 岸本史子 | 弁護士 |

（注）1．取締役（監査等委員）宇崎利彦氏、山田洋一氏および岸本史子氏は、社外取締役であります。
2．取締役（監査等委員）山田洋一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3．当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能の強化を図るため、常勤の監査等委員を選定しております。
4．当社は、取締役（監査等委員）宇崎利彦氏、山田洋一氏および岸本史子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5．岸本史子氏の戸籍上の氏名は、岡田史子であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 事業年度中に退任した取締役

| 氏名 | 退任日 | 退任事由 | 退任時の地位・担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 青木英憲 | 2019年6月27日 | 任期満了 | 取締役（監査等委員） |
| 鈴木啓之 | 2019年6月27日 | 任期満了 | 取締役（監査等委員） |

### (4) 取締役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役（監査等委員を除く） | 5名 | 147百万円 |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 5名<br>(5名) | 25百万円<br>(25百万円) |
| 合計<br>（うち社外取締役） | 10名<br>(5名) | 173百万円<br>(25百万円) |

（注）1．上記には、2019年6月27日開催の第60回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）2名が含まれております。

2．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額330百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。

4．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額８百万円（取締役（監査等委員を除く）５名に対し６百万円、取締役（監査等委員）３名に対し２百万円（うち社外取締役（監査等委員）３名に対し２百万円））。

②当事業年度に支払った役員退職慰労金

2019年６月27日開催の第60回定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に対し支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

・取締役（監査等委員）２名に対し３百万円

### ⑸　社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 出席状況および発言状況 |
|---|---|---|
| 取締役（常勤監査等委員） | 宇　崎　利　彦 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に企業経営経験者としての見地からの発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員） | 山　田　洋　一 | 当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会14回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 取締役（監査等委員） | 岸　本　史　子 | 2019年６月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会11回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会10回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

## 5．会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　22百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを審議いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6．業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について、取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

なお、2020年１月29日開催の取締役会決議により、内容を一部改定しており、下記は改定後のものであります。主な改定点は次のとおりです。

「⑸当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を追加いたしました。

### ⑴　取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①　企業行動憲章および行動指針を定めるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守および高い倫理観と社会的良識に基づく企業行動の徹底を図る。
役員・従業員に対しては、定期的に教育・研修を行うことにより、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

②　内部監査部門により社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査する。

③　法令違反行為等に関する通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置する。

④　法令違反行為等に対しては、厳正な処分を行う。

### ⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、情報セキュリティポリシー等の社内規程に従い適切に保存、管理を行う。

②　開示すべき重要な情報については、法令等に従い適時適切に開示する。

### ⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する社内規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および各種リスクの管理を行う。

また、事故や災害などの緊急事態が発生した際は、危機管理チームまたは対策本部を設置し迅速に対応する体制をとる。

### ⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じ臨時に開催することにより、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行う。

②　経営計画を策定し、各組織の分掌および権限を明確に定め、ＩＴの適切な活用を図ることにより、職務執行を効率的に行う。

### ⑸　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　子会社の経営については、当社内に経営管理の主管部署を置き、関係会社管理規程に則り経営管理を行う。
また、子会社の経営が効率的に行われるよう、必要な指導・支援等を実施するとともに、重要な経営事項等の報告を受ける。

②　子会社のリスクおよびコンプライアンスに関する事項は、当社のリスクおよびコンプライアンス管理体制、ならびに内部通報窓口を活用して徹底を図る。

③　内部監査部門の監査対象に子会社を含め、定期的に監査を実施し、監査結果を取締役会に報告する。

### (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項

監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフを置くこととする。監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは専任のスタッフは、監査等委員会の指示に従うものとする。なお、その人事異動、評価等については、監査等委員会の同意を得るものとする。

### (7) 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等を発見した場合は監査等委員会に報告する。
② 当社および子会社の業務執行取締役および使用人は、監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合、適切に報告を行う。
③ 当社および子会社は、監査等委員会に報告を行った者に当該報告を行ったことを理由として不利益が生じないことを確保する。

### (8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は取締役会その他重要な会議に随時出席し意見および報告を行うとともに、稟議書その他の業務執行に関する文書を閲覧する。また、代表取締役および内部監査部門と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換する。
② 当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理について、適切に対応する。

### (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

### (10) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。

## 7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンス活動、ならびに役員・従業員に対する教育・研修の実施等について、審議・報告等を行っております。

また、内部監査部門が、社内各部門の所管業務が法令、定款および諸規程に従い、適正かつ有効に運用されているかを監査するほか、法令違反行為等に関する通報・相談を受付ける内部通報窓口を設置しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、社内諸規程に従い適切に保存、管理しております。

また、開示すべき重要な情報は、法令等に従い適時適切に開示しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する社内規程に従い、リスク管理委員会を開催し、各種リスクの管理を行っております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当事業年度は14回の取締役会が開催され、経営方針および重要な業務執行等の審議・決定を迅速に行っております。

また、経営計画の策定および進捗管理のほか、取締役および各組織の業務分掌および職務権限を社内規程で明確にし、社内情報システムの活用により職務執行の効率化を図っております。

### (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

2020年２月の子会社設立に伴い、関係会社管理規程を制定し、経営管理の主管部署を定め子会社から運営等に関する報告を定期的に受けているほか、子会社管理体制の整備を図るため必要な諸規程の制定・改定をしております。

### (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項、その独立性および指示の実効性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および専任のスタッフの設置はありません。

### (7) 業務執行取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員から業務の執行等に関する報告を求められた場合には、適切に報告を行っております。

### (8) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤の監査等委員が重要な会議への出席や稟議書その他業務執行に関する文書の閲覧等を行い監査の実効性を高めております。

また、監査等委員会が内部監査部門との連携や監査等委員以外の取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングしております。

### ⑼　財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制システムが適正に機能していることを継続的に評価するとともに、適時必要な是正を行っております。

### ⑽　反社会的勢力排除に向けた体制

社内規程に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築するとともに、適切な運用がなされております。

# 貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 27,661,392 | 流動負債 | 13,655,966 |
| 現金預金 | 5,138,516 | 支払手形 | 81,106 |
| 受取手形 | 461,012 | 工事未払金 | 3,293,680 |
| 電子記録債権 | 4,033,777 | 買掛金 | 77,213 |
| 完成工事未収入金 | 5,752,013 | 未払金 | 159,403 |
| 売掛金 | 109,787 | 未払費用 | 3,010,239 |
| リース債権 | 453,479 | 未払法人税等 | 1,576,214 |
| 有価証券 | 5,799,968 | 未払消費税等 | 298,899 |
| 未成工事支出金 | 5,684,901 | 未成工事受入金 | 5,003,088 |
| 商品 | 16,628 | リース債務 | 52,013 |
| 材料貯蔵品 | 7,858 | 預り金 | 50,047 |
| 前払費用 | 121,916 | 完成工事補償引当金 | 52,791 |
| その他 | 82,939 | 工事損失引当金 | 1,115 |
| 貸倒引当金 | △1,408 | その他 | 151 |
| 固定資産 | 10,882,130 | 固定負債 | 982,598 |
| 有形固定資産 | 1,056,981 | リース債務 | 401,466 |
| 建物 | 358,578 | 退職給付引当金 | 332,975 |
| 構築物 | 4,622 | 役員退職慰労引当金 | 180,600 |
| 機械装置 | 68,172 | 資産除去債務 | 35,438 |
| 工具器具・備品 | 208,311 | その他 | 32,117 |
| 土地 | 417,297 | 負債合計 | 14,638,564 |
| 無形固定資産 | 1,033,963 | 純資産の部 | |
| 特許権 | 460 | 株主資本 | 23,513,450 |
| 借地権 | 5,060 | 資本金 | 470,494 |
| 商標権 | 1,194 | 資本剰余金 | 316,244 |
| ソフトウェア | 154,336 | 資本準備金 | 316,244 |
| ソフトウェア仮勘定 | 868,958 | 利益剰余金 | 23,105,327 |
| 電話加入権 | 3,953 | 利益準備金 | 89,686 |
| 投資その他の資産 | 8,791,184 | その他利益剰余金 | 23,015,640 |
| 投資有価証券 | 6,527,994 | 別途積立金 | 16,960,000 |
| 関係会社株式 | 80,000 | 繰越利益剰余金 | 6,055,640 |
| 繰延税金資産 | 961,681 | 自己株式 | △378,615 |
| 差入保証金 | 721,265 | 評価・換算差額等 | 391,506 |
| その他 | 509,052 | その他有価証券評価差額金 | 391,506 |
| 貸倒引当金 | △8,809 | 純資産合計 | 23,904,957 |
| 資産合計 | 38,543,522 | 負債純資産合計 | 38,543,522 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | |
| 完成工事高 | 30,655,246 | |
| 商品売上高 | 643,468 | 31,298,715 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 19,983,246 | |
| 商品売上原価 | 441,350 | 20,424,596 |
| 売上総利益 | | 10,874,119 |
| 販売費及び一般管理費 | | 6,448,948 |
| 営業利益 | | 4,425,170 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 53,009 | |
| その他 | 22,376 | 75,385 |
| 営業外費用 | | |
| 保険解約損 | 35,490 | |
| その他 | 412 | 35,902 |
| 経常利益 | | 4,464,652 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 474 | |
| 投資有価証券売却益 | 144 | 618 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3,832 | 3,832 |
| 税引前当期純利益 | | 4,461,439 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,488,327 | |
| 法人税等調整額 | △210,918 | 1,277,408 |
| 当期純利益 | | 3,184,030 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 470,494 | 316,244 | 89,686 | 16,060,000 | 4,523,957 | 20,673,643 | △378,529 | 21,081,852 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | 900,000 | △900,000 | － | | － |
| 剰余金の配当 | | | | | △752,346 | △752,346 | | △752,346 |
| 当期純利益 | | | | | 3,184,030 | 3,184,030 | | 3,184,030 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △85 | △85 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | 900,000 | 1,531,683 | 2,431,683 | △85 | 2,431,598 |
| 当期末残高 | 470,494 | 316,244 | 89,686 | 16,960,000 | 6,055,640 | 23,105,327 | △378,615 | 23,513,450 |

| | 評価・換算差額等 | 純資産合計 |
|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | |
| 当期首残高 | 456,769 | 21,538,622 |
| 当期変動額 | | |
| 別途積立金の積立 | | － |
| 剰余金の配当 | | △752,346 |
| 当期純利益 | | 3,184,030 |
| 自己株式の取得 | | △85 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △65,263 | △65,263 |
| 当期変動額合計 | △65,263 | 2,366,334 |
| 当期末残高 | 391,506 | 23,904,957 |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

| | |
|---|---|
| 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

| | |
|---|---|
| 未成工事支出金 | 個別法による原価法 |
| 商品及び材料貯蔵品 | 総平均法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 3～38年 |
| 構築物 | 10～15年 |
| 機械及び装置 | 8～17年 |
| 工具器具・備品 | 2～20年 |

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保、アフターサービス等の費用の支出に備えるため、過去の補修費支出の実績割合等に基づき必要と見積られる額を計上しております。

③　工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、期末手持ち受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる工事について損失見積額を計上しております。

④　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤　役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100％を引当計上しております。

⑷　収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑸　その他計算書類の作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2．貸借対照表に関する注記

(1)　担保に供している資産及び担保に係る債務

| | | |
|---|---|---|
| ①　担保に供している資産 | 建物 | 22,089千円 |
| | 構築物 | 104千円 |
| | 土地 | 123,687千円 |
| | 合計 | 145,880千円 |
| ②　担保に係る債務 | 工事未払金 | 1,632,666千円 |
| | 買掛金 | 62,534千円 |
| | 未払金 | 24,701千円 |
| | 未払費用 | 5,002千円 |
| | 合計 | 1,724,904千円 |

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　830,354千円

## 3．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末の株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 8,197,500 | － | － | 8,197,500 |

(2)　自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数（株） | 当事業年度増加株式数（株） | 当事業年度減少株式数（株） | 当事業年度末の株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 193,812 | 28 | － | 193,840 |

⑶　剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

イ．2019年６月27日開催の第60回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　672,309千円
・１株当たり配当額　84円（うち、普通配当74円、記念配当10円）
・基準日　2019年３月31日
・効力発生日　2019年６月28日

ロ．2019年11月1日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　80,036千円
・１株当たり配当額　10円
・基準日　2019年９月30日
・効力発生日　2019年12月２日

②　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2020年６月26日開催予定の第61回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　872,398千円
・１株当たり配当額　109円
・基準日　2020年３月31日
・効力発生日　2020年６月29日

## ４．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 未払賞与 | 729,335千円 |
| 退職給付引当金 | 101,957千円 |
| 未払事業税 | 87,227千円 |
| 未払社会保険料 | 68,959千円 |
| その他 | 204,422千円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,191,901千円 |
| 評価性引当額 | △51,311千円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,140,590千円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △171,509千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △7,398千円 |
| 繰延税金負債合計 | △178,908千円 |
| 繰延税金資産の純額 | 961,681千円 |

## 5．金融商品に関する注記

(1)　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については、預金、債券及び株式等で行っております。資金調達については、内部資金を優先して充当する方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の売上債権管理規程に従い、与信管理部署である事業管理部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としております。

有価証券は、主に譲渡性預金等の安全性の高い金融商品であります。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、これらは主に業務上の関係を有する企業の株式や社債等であります。なお、これらの金融商品のリスクについては、経理部において定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しており、その運用状況は毎月取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形、工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが４ヶ月以内の支払期日であります。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）参照）

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| ①現金預金 | 5,138,516 | 5,138,516 | － |
| ②受取手形 | 461,012 | 461,012 | － |
| ③電子記録債権 | 4,033,777 | 4,033,777 | － |
| ④完成工事未収入金 | 5,752,013 | 5,752,013 | － |
| ⑤売掛金 | 109,787 | 109,787 | － |
| ⑥有価証券及び投資有価証券 | 12,261,297 | 12,261,297 | － |
| 資産計 | 27,756,404 | 27,756,404 | － |
| ①支払手形 | 81,106 | 81,106 | － |
| ②工事未払金 | 3,293,680 | 3,293,680 | － |
| ③買掛金 | 77,213 | 77,213 | － |
| 負債計 | 3,452,001 | 3,452,001 | － |

（注１） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

①現金預金、②受取手形、③電子記録債権、④完成工事未収入金、⑤売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑥有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券、投資信託及び信託受益権は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

①支払手形、②工事未払金、③買掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 非上場株式 | 66,665 |
| 関係会社株式（子会社株式） | 80,000 |

## ６．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　2,986円75銭

⑵　１株当たり当期純利益　397円82銭

## ７．重要な後発事象に関する注記

当社は、2019年９月25日開催の取締役会において、ジュピター電算機システム株式会社との間で当社が設立する子会社ジュピターアドバンスシステムズ株式会社に全ての事業を譲受することを決議し、2019年10月１日付で事業譲渡契約を締結いたしました。その後、2020年４月１日に事業の譲受が完了しております。

⑴　企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：ジュピター電算機システム株式会社

事業の内容：汎用ソフトウェア製品の企画、製造、販売事業

②企業結合を行った主な理由

当社は中期経営計画で産業計装関連事業の伸長を掲げ注力しておりますが、当該事業の伸長に一層注力するとともに、当社グループとして事業領域拡大を図るため、子会社であるジュピターアドバンスシステムズ株式会社を設立し、ジュピター電算機システム株式会社より、食品製造業を主に生産・販売・物流業務を一元管理するシステム構築を主体とする全ての事業を譲受け、当社グループ一丸となって業容の拡充、企業価値向上を目指していくものであります。

③企業結合日

2020年４月１日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする事業譲受

⑤結合後企業の名称

ジュピターアドバンスシステムズ株式会社

⑵　取得した事業の取得原価及び対価の種類ごとの内容
当事者間の合意により非公開とさせていただきます。
⑶　主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。
⑷　発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。
⑸　企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年５月18日

日 本 電 技 株 式 会 社
取 締 役 会　　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　裕　司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺　岡　久仁子　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本電技株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査等委員会の監査報告

# 監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第61期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月19日

日本電技株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　宇　崎　利　彦　㊞

監査等委員　山　田　洋　一　㊞

監査等委員　岸　本　史　子　㊞

（注）監査等委員宇崎利彦、山田洋一及び岸本史子は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第１号議案　剰余金処分の件

当社は、業績に多大な影響を及ぼす事象や新規設備投資計画が無い限り、配当性向を一定に保ち、利益の伸長に見合う配当を通じて株主の皆様に対し利益還元を行う方針であります。

また、内部留保資金につきましては、必要に応じて、人材育成および確保のための人的投資や事業領域拡大のための資金として活用する方針であります。

剰余金処分につきましては、上記基本方針と当期の業績の内容を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金109円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は872,398,940円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　900,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　900,000,000円

## 第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、経営における監督機能の強化および意思決定の迅速化・透明化などコーポレートガバナンスの一層の充実をはかる観点から定款の一部変更を行うものであります。

すなわち、監督と執行の分離と役割の明確化をはかるべく役付取締役を廃止して執行役員制度を整備するとともに、重要な業務執行の決定について取締役に委任することができることとする他、相談役を廃止するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
|---|---|
| （招集権者および議長）<br>第14条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<br>２．<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 | （招集権者および議長）<br>第14条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により<u>代表取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<br>２．<u>代表取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。 |
| （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br>２．取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長１名のほか、</u>必要に応じて、取締役会長１名<u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役</u>を<u>各若干名</u>定めることができる。 | （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br>２．取締役会は、その決議によって、必要に応じて、取締役会長１名を定めることができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （新　設） | （業務執行の決定の取締役への委任）<br>第27条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| 第27条～第31条（条文省略） | 第28条～第32条（現行どおり） |
| （新　設）<br>（新　設） | 第６章　執行役員<br>（執行役員）<br>第33条　取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を執行させることができる。<br>２．取締役会は、その決議によって、代表取締役から社長１名を定めるとともに、必要に応じ、その他の役付執行役員を定めることができる。 |
| 第６章　計算<br>第32条～第35条（条文省略） | 第７章　計算<br>第34条～第37条（現行どおり） |

## 第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏　名 | 当社における地位 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 島田（しまだ）　良介（りょうすけ） | 代表取締役社長 | 再任 |
| 2 | 山本（やまもと）　育之（やすゆき） | 取締役 | 再任 |
| 3 | 梅村（うめむら）　星児（せいじ） | 取締役 | 再任 |
| 4 | 眞明（しんめい）　良信（よしのぶ） | 上席執行役員 | 新任 |

再任　再任取締役候補者　新任　新任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 島田良介（しまだりょうすけ）<br>（1968年８月24日生）<br>再任 | 1991年４月　日商岩井株式会社（現双日株式会社）入社<br>2002年５月　日商岩井米国会社（現双日米国会社）出向<br>2006年９月　当社入社<br>2007年６月　当社常務取締役<br>2009年６月　当社代表取締役社長（現任）<br>2019年10月　当社企画管理本部長（現任） | 416,244株 |
| （取締役候補者とした理由）<br>島田良介氏は、代表取締役社長として当社の経営を担い、強いリーダーシップを発揮し会社経営全般を牽引し、代表取締役社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑みて当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な経営判断が行われることを期待し、引き続き取締役候補者としました。 | | | |
| 2 | 山本育之（やまもとやすゆき）<br>（1954年11月８日生）<br>再任 | 1973年３月　当社入社<br>2010年10月　当社静岡支店長<br>2014年４月　当社執行役員<br>2015年４月　当社名古屋支店長（現任）<br>2015年６月　当社取締役（現任） | 5,000株 |
| （取締役候補者とした理由）<br>山本育之氏は、主要な事業所の長を歴任し、豊富な経験および見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 梅村星児（うめむらせいじ）<br>（1957年７月16日生）<br>再任 | 1980年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>2004年７月　株式会社みずほ銀行名古屋駅前支店長<br>2006年３月　同行業務部支店業務ユニット担当部長<br>2008年12月　株式会社オリエントコーポレーション執行役員経営企画グループみずほ連携部担当<br>2010年４月　株式会社千葉興業銀行 常務執行役員<br>2010年６月　同行取締役副頭取（代表取締役）・COO<br>2017年６月　当社取締役（現任）<br>当社企画管理本部長<br>2019年10月　当社戦略事業担当（現任）<br>2020年２月　ジュピターアドバンスシステムズ株式会社代表取締役（現任） | 1,300株 |
| （取締役候補者とした理由）<br>梅村星児氏は、金融機関における経営経験および管理部門における見識を有し、取締役としての職責を果たしております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。 | | | |
| 4 | 眞明良信（しんめいよしのぶ）<br>（1956年３月４日生）<br>新任 | 1980年８月　当社入社<br>2012年４月　当社岡山支店長<br>2015年４月　当社執行役員<br>2018年４月　当社上席執行役員大阪支店長<br>2020年４月　当社上席執行役員事業本部長（現任） | 4,000株 |
| （取締役候補者とした理由）<br>眞明良信氏は、主要な事業所の長を歴任し、豊富な経験および見識を有しております。これまでの経験および見識が当社の中長期的な企業価値向上に向け活かされることを期待し、新たに取締役候補者としました。 | | | |

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役 山田洋一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位および担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 山田洋一（やまだ よういち）<br>（1954年１月12日生）<br>再任　社外　独立 | 1978年11月　監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>1982年３月　公認会計士登録<br>2001年５月　監査法人太田昭和センチュリー（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員<br>2011年７月　新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）内部監査室長<br>2014年６月　公認会計士山田洋一事務所開設<br>2015年７月　公益財団法人 ミズノスポーツ振興財団 監事（現任）<br>一般財団法人 東京都営交通協力会 監事（現任）<br>2017年７月　公立大学法人 首都大学東京（現東京都公立大学法人） 監事（現任）<br>公益財団法人 コカ・コーラ教育・環境財団 監事（現任）<br>2018年12月　当社社外取締役［監査等委員］（現任） | －株 |
| （監査等委員である社外取締役候補者とした理由）<br>山田洋一氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その知見を当社の経営の監査・監督に活かし、当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が行われることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 | | |

（注）１．山田洋一氏は社外取締役候補者であります。
２．山田洋一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．当社は、山田洋一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定です。
４．当社は、山田洋一氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
５．山田洋一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって１年６か月となります。

## 第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな）（生年月日） | 略歴（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 工藤道弘（くどうみちひろ）<br>（1960年５月３日生） | 1984年10月　監査法人中央会計事務所入所<br>1991年３月　公認会計士登録<br>1993年７月　工藤公認会計士事務所開設（現任）<br>2016年６月　サイバーコム株式会社社外監査役（現任） | －株 |
| （補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由）<br>工藤道弘氏は、公認会計士として財務および会計に関する専門的知識を有しており、その知見を当社の経営の監査・監督に活かし、当社の中長期的な企業価値向上に向け、適切な助言・提言が行われることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。<br>なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 | | |

（注）１．工藤道弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
２．工藤道弘氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．工藤道弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結する予定であります。

## 第６号議案　退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し退職慰労金贈呈の件ならびに役員退職慰労金廃止に伴う取締役に対する打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任されます緒方賢一、石黒巧の両氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の略歴は、次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| 緒　方　賢　一 | 2004年 6 月 当社取締役<br>2016年 6 月 当社常務取締役（現任） |
| 石　黒　　巧 | 2014年 6 月 当社取締役（現任） |

また、当社は、役員報酬制度見直しの一環として、2020年5月20日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第３号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名、第４号議案が原案どおり承認可決された場合に再任される監査等委員である取締役１名および現任の監査等委員である取締役２名に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することといたしたいと存じます。

なお、具体的金額、支給の時期、方法等の決定は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任いただきたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏　　名 | 略　　歴 |
|---|---|
| 島　田　良　介 | 2007年 6 月 当社常務取締役<br>2009年 6 月 当社代表取締役社長（現任） |
| 山　本　育　之 | 2015年 6 月 当社取締役（現任） |
| 梅　村　星　児 | 2017年 6 月 当社取締役（現任） |
| 宇　崎　利　彦 | 2015年 6 月 当社取締役［監査等委員］（現任） |
| 山　田　洋　一 | 2018年 12 月 当社取締役［監査等委員］（現任） |
| 岸　本　史　子 | 2019年 6 月 当社取締役［監査等委員］（現任） |

## 第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等および内容の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2015年６月26日開催の第56回定時株主総会において、年額330百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、これまで基本報酬（固定報酬）と役員退職慰労金から構成されていた報酬制度を基本報酬（固定報酬）、業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）、および株式報酬（中長期インセンティブ報酬）の３種類により構成される制度へ改定し、基本報酬および業績連動報酬については上記の報酬枠の範囲内で、株式報酬については新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名であり、第３号議案が承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は、４名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年４万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」という。）。

（1）　譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日（以下「本払込期日」という。）から当社の取締役の地位を退任した時点まで（以下「本譲渡制限期間」という。）の間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

（2）　譲渡制限の解除

対象取締役が本譲渡制限期間中、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

（3）　当社による無償取得事由

①　対象取締役が死亡、任期満了その他正当な理由がある場合を除いて、当社の取締役の地位を退任することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

②　その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

（4）　死亡、中途退任における取扱い

上記（2）の定めにかかわらず、対象取締役が本払込期日の属する年の定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間（以下「役務提供期間」という。）の途中で死亡、その他正当な理由により、当社の取締役の地位を退任した場合には、役務提供期間における在任期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、当該退任した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（5）　組織再編等における取扱い

上記（1）（2）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

（6）　その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以　上

メ　モ

# 株主総会会場ご案内図

東京都墨田区両国二丁目10番14号
両国シティコア５階　当社会議室

## ■交通のご案内

ＪＲ／総武線両国駅下車　徒歩約３分
都営地下鉄／大江戸線両国駅下車　徒歩約10分
○お願い：当会場には専用駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関等のご利用をお願い申しあげます。

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。